

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

～ お申込みから、受講・修了試験の受験・修了証明書のお受取りまで ～
お申込みの前に必ずお読みください



1. 当協会のホームページ又は電話により、講習会の空き状況についてご確認ください。

TEL : 03-5473-4515

HP : <http://www.jbanet.or.jp/>

2. 受講申込書 Excel または PDF に必要事項を記入し、受講資格を証明する書類(任意の様式)を添え、メールまたはFAXにてお申し込みください。メールの場合は、サイバーセキュリティのため、PDFファイルに変換した上で送付してください。受講資格を証明する書類のご提出がない場合は受付できませんのでご注意ください。
※ 受講申込書・職務内容証明書(実務経歴証明)作成の参考・受講資格についてはホームページで確認ください。

メール : hqseminar@jbanet.or.jp

FAX : 03-5473-4522

3. 受講資格の審査 当協会からご連絡し、追加書類の提出をお願いする場合があります。

受講資格を証明する書類を提出してから5日(営業日)以上、当協会から連絡がない場合は、メールやFAX不達の可能性があります。

恐れ入りますが TEL 03-5473-4515 までお問合せ下さい。

4. 受講資格確認通知書及び請求書の送付

5. 受講料のお振込み

受講資格確認通知書を受け取ってから2週間以内に、受講料等のお振込みをお願いします。振込手数料はお申込者の負担となります。受講料は口座振込のお支払いのみで、領収証の発行はいたしかねますので、振込証明書は大切に保管ください。

2週間以内にお振込みがない場合には、キャンセルしたものとして取り扱います。

※ お振込み前にキャンセルされる場合でも、必ずご連絡ください。

一般 受講料 40,000 円+テキスト代 4,800 円+4,480 円(税) 計 49,280 円(税込)

会員 受講料 40,000 円+テキスト代 3,000 円+4,300 円(税) 計 47,300 円(税込)

※ 振込先は請求書へ記載いたします。振込手数料はご負担下さい。

2023年4月現在の価格

6. 受講票とテキストの送付

受講料のお振込みの確認後、受講票とテキストを送付します。※ 送料は当協会が負担します。

7. 学科講習 (2日間 11時間) ※当日欠席される場合は必ずご連絡ください。

修了証に貼付する証明写真(3cm×2.4cm 運転免許証サイズ)1枚、ご用意ください。

裏面に、受付番号(受講票に記載)と氏名をご記入の上、受講票に貼付してください。

受付で、受講票と写真付きの身分証明書をご提示ください。

※ お忘れになりますと、受講や修了考査の受験ができませんのでご注意ください。

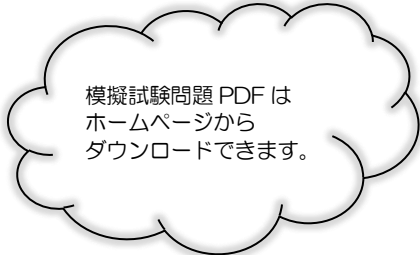
8. 修了考査試験 (2日目講義終了後 1時間40分) ※ 講義終了後 16:45まで自習

※ 全講習科目をすべて受講した方のみ修了考査を受験できます。

合格 ⇒ 修了証明書送付

不合格 ⇒ 受講証明書(未修了者用)送付

※ 合格について：一週間以内にメールにてご連絡いたします。



模擬試験問題 PDF は
ホームページから
ダウンロードできます。

9. 修了考査試験の再受験

修了考査に不合格だった場合、再受験の機会をご用意しています。

お電話またはメールにてお問い合わせください。

お申込み書類を送付いたしますので、メールまたはFAXにてお申し込みください。

請求書が届きましたら、お振込みをお願いいたします。

☆再受験料 5,000円+500円(税) 計 5,500円(税込)

(銀行振り込み：振込手数料はご負担下さい。)

2023年4月現在の価格

メール：hqseminar@jbanet.or.jp

FAX：03-5473-4522

お振り込み後のキャンセル、受講日の変更について

講習初日の7日前から3営業日前までは、受講料の50%をキャンセル料として頂き、2営業日前からのキャンセルはその全額を頂きます。テキストの返品及び返金はできかねますのでご了承ください。

- 受講者様のご都合により受講できなくなった場合、受講日の変更は致しかねます。変更をご希望の場合には、キャンセル扱いとなります。改めてお申し込みください。
- キャンセルに伴います返金の振込手数料は、受講者様負担となります。テキストの返品はお受けできません。ご入金済みの受講料から、キャンセル料、テキスト代および振込手数料を差し引いた金額を返金いたします。
- キャンセル後に、キャンセルの取り消しはできません。
- 受講者の交代は、講習初日3営業日前まで可能です。ただし、講習日前日16時までには、当協会が受講資格を確認できなかった場合は、キャンセルとさせていただきますのでご了承ください。
- 講習日当日の欠席は、キャンセル扱いとなります。欠席の際は必ずご連絡ください。

受講資格と受講資格を証明する書類

受講区分	受講資格	受講資格を証明する書類の例
①	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる 石綿作業主任者技能講習 を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し
②	学校教育法による 大学 (短期大学を除く。)において、 建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、 建築に関して 2 年以上の実務の経験 を有する者	大学の建築学科卒業証明書と、 建築の実務経験 2 年以上の職務内容証明書
③	学校教育法による 短期大学 (修業年限が 3 年であるものに限り、同法による専門職大学の 3 年の前期課程を含む。)において、 建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程 (夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。)、 建築に関して 3 年以上の実務の経験 を有する者	修業年限 3 年の短期大学の建築学科卒業証明書と、 建築の実務経験 3 年以上の職務内容証明書
④	学校教育法による 短期大学 (同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は 高等専門学校 において、 建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、 建築に関して 4 年以上の実務の経験 を有する者(③に該当する者を除く。)	短期大学、専門職大学、又は高等専門学校の建築学科卒業証明書と、 建築の実務経験 4 年以上の職務内容証明書
⑤	学校教育法による 高等学校又は中等教育学校 において、 建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、 建築に関して 7 年以上の実務の経験 を有する者	高等学校の建築学科卒業証明書と、 建築の実務経験 7 年以上の職務内容証明書
⑥	建築に関して 11 年以上の実務の経験 を有する者	建築に関して 11 年以上の実務経験があることを、事業場の責任者が証明する職務内容証明書。(その事業場をすでに退職している場合は、その事業場に依頼して同証明書を発行してもらうことが必要。以下同じ。)
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 108 号)による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる 特定化学物質等作業主任者技能講習 を修了した者で、 建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務の経験 を有する者	平成 17 年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の修了証の写しと、 建築物石綿含有建材調査の実務経験(注) 5 年以上の職務内容証明書 (注)建築物石綿含有建材調査者の補助の業務など
⑧	建築行政 に関して 2 年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2 年以上の職務内容証明書
⑨	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。) に関して 2 年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2 年以上の職務内容証明書
⑩	労働安全衛生法第 93 条第 1 項の 産業安全専門官 若しくは労働衛生専門官又は同項の 産業安全専門官 若しくは 労働衛生専門官 であった者	職務内容証明書
⑪	労働基準監督官 として 2 年以上 その職務に従事した経験を有する者	実務経験 2 年以上の職務内容証明書
⑫	第 1 種作業環境測定士 又は 第 2 種作業環境測定士 であって、 建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務の経験 を有する者	第 1 種作業環境測定士又は第 2 種作業環境測定士の登録証の写しと、 建築物石綿含有建材調査の実務経験 5 年以上の職務内容証明書